



安心の広場

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL092-921-2130 FAX092-403-2238

NPO法人宗像 宗像市東郷2丁目1番43号
〒811-3436 櫻井店舗101号
TEL0940-72-1104 FAX0940-72-1105

NPO法人久留米 久留米市城南町16番5号
〒830-0022 二宮ビル103号
TEL&FAX0942-27-6122

NPO法人熊本 熊本市中央区上林町1番28号
〒860-0847 上通センタービル305号
TEL096-288-3292 FAX096-288-3293



Munakata

Fukuoka

kurume

Kumamoto

住みなれた街でずっと暮らすために

目次	理事長 新年の挨拶 — 2頁	プロジェクト関連 — 6頁
	広場に寄せて — 3頁	相談・学びのコーナー — 8頁
	NPO法人成年後見安心サポートネット	会員・支援者の広場 — 10頁
	久留米創立記念 ショッピング 4頁	新会員獲得&告知板 — 11頁
	トピックス — 4頁	事件処理表 — 12頁

新年のご挨拶

安心サポートネット グループの皆様！

新年明けまして おめでとうございます

NPO法人高齢者・障害者
安心サポートネット

理事長 豊留 一



二〇二四年四月に亡くなられた当法人創設者森山彰理事長の後を樋口健児副理事長と私が引き継ぎまして二年目に入っております。この間を振り返りますと、森山理事長の敷かれた路線を継続しようという思いで業務を遂行してきました。重要な案件については、森山理事長だったらどのように判断されるだろうかと考え、会員の皆様のお見聞を聞きながら樋口副理事長と合議して業務を遂行しております。

改めて、森山理事長の偉大さを実感しておりますが、三年目の今年は新しい安心サポートネットとして挑戦していかなければという思いを強くしております。

今年、まず懸案のホームページの改定を行います。外部の方にも、当法人がどのようなNPO法人で、どのような理念で活動を行っているのかを理解していただけるように、分かりやすく親しみやすいホームページにいたします。会員の皆様のご意見もお聞きしながら、いいホームページに作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今年の活動方針ですが、当法人の基本理念である「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」を進めてまいります。地域後見の実現につきましては、昨年十一月に「NPO法人高齢者・障

害者安心サポートネット宗像」が設立されました。そして、一月十一日には創立総会も開催され、いよいよ活動を開始しました。新法人には三十名近い会員の参加が見込まれ、順調に滑り出すものと期待しております。

安心サポートネットグループは、当法人、安心サポートネット熊本、安心サポートネット久留米、安心サポートネット宗像及び地域生活・死後事務安心サポートネットの五つのNPO法人が地域後見の実現を図ることになります。グループのオンライン会議も開催して、各NPO法人がお互いに協力し、切磋琢磨しながら

地域の皆様に支持される活動を行いたいと思えます。

また、当法人の今年度の重点目標は、任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大ですが、任意後見移行型の契約（後見型委任契約＋任意後見契約）は順調に進んでおります。任意後見移行型の契約には、身上保護重視の後見を具体化する条文が随所に織り込まれておりますので、任意後見移行型の受託は身上保護重視の後見を推進することにつながります。

しかし、契約を締結しても実際に任意後見移行型の契約が発効するのは先になります。契約いただいた方は当法人を信頼していただいておりますので、任意後見受任者として契約の発効前にもお手伝いしなければならぬこともたくさんあります。安否の確認、必要に応じた見守り、緊急な入院時の手続、施設探し及び入所契約時の手続等の支援が必要です。当法人の活動指針はボランティアを視野に入れ

た非営利活動ですが、まさにこれらの事務は当法人だからこそできる身上保護重視の後見活動です。これらの活動にたくさんの方の皆様が加わっていただきますようお願い申し上げます。

皆様が、職務担当者になって活動しやすいように、当法人は成年後見実務研究会を毎月開催しております。この研究会は、グループのどなたでも参加できる研究会です。身上保護重視の後見実務に即した内容の研究会となるようより実践的なテーマを取り上げ、事案によりましては専門の内部・外部講師をお招きしますので、たくさんの方の皆様の参加をお願い致します。

共に、市民後見人としての自己研鑽・鍛錬を行いながら、身上保護重視の後見を推進して参りましょう。



広場に寄せて

「地域共生社会に
おける市民後見人
への期待」

ー学び合いが築く

安心の社会ー

西九州大学教授

安徳 弥生



はじめに

高齢者や障害のある方々が地域で自分らしく暮らし続けるには、周囲の理解と支えが欠かせません。その担い手として期待されているのが市民後見人です。医療や福祉教育の両方に携わってきた私にとつて、市民後見は専門職だけでは手が届きにくい支援の隙間を埋め、地域に新しい力をもたらす、大きな

な可能性を感じる活動です。本稿では、教育現場の視点から、本法人の取り組みに寄せる思いをお伝えします。

学び続ける市民後見人

本法人の会員の皆さまは、社会のさまざまな場面で長年の歩みを重ね、豊かな人生を築いてこられた方々です。その皆さまが、市民後見人としての知識や姿勢を磨き続けられておられることに、私は深い敬意を抱いています。大学で学生を指導する立場から見ても、学び続ける姿勢は他者からの信頼を得る、もつとも確かな土台です。人生経験に新たな学びを重ねることが、市民後見という活動に厚みと安心をもたらし、強く感じています。

医療・福祉の現場から見える視点

看護師として医療現場に立った経験、そして現在、福祉専門職を目指す学生を育てる立場にある経験から、人に関わる仕事の原点は「その人の尊厳を

守り、意思を尊重すること」にあると痛感しています。生活歴や価値観を丁寧にしたどり、その人らしさを支える姿勢は、専門職だけでなく、市民後見人にも共通して求められる姿勢ではないでしょうか。

時代の趨勢と活動の価値

少子高齢化や家族構造の変化により、地域で人を支える仕組みの重要性はますます高まっています。認知症や障害のある方が増えるなか、専門職だけでは支援しきれない場面も増えています。このような時代の流れの中で、市民後見人の存在は確実に重みを増しています。例えば、認知症の方が財産管理に不安を抱える場合で、市民後見人が寄り添いながら意思を尊重し、生活を支える姿勢は、専門職だけでは補いきれない安心をもたらします。市民後見人は制度を支える担い手であると同時に、地域の文化や価値観を未来へとつなぐ役割を果たします。人と人とのつながりが希薄になりやすい現代

社会において、寄り添い、伴走する姿勢は地域の安心を支える大きな柱になると考えます。

本法人の活動への期待

本法人が取り組む市民後見人育成の活動は、地域に新しい支え手を生み出し、安心の輪を広げるものです。研修や啓蒙活動を通じて、市民が「人を支える力」を身につけ、実践へとつながれることは、地域全体の強い後押しになります。専門職と市民後見人が協働し、互いの強みを生かして支援にあたることが、地域をより豊かで、包容力のある社会へと導く道筋になるでしょう。市民後見人の育成は「支える人を増やす」だけでなく、「支え合う文化を育てる」取り組みでもあります。後見活動を通じて、市民後見人が高齢者や障害のある方の生活に触れ、その理解を深めることは、偏見の解消や多様性の尊重につながり、地域全体の成熟を促します。これは制度の整備にとどまらず、人々が互いに学び合いながら、共に生きる力を育む営みです。

おわりに

大学教育の場では「学び続ける人」が社会を変えていくと信じています。市民後見人の皆さまが日々の学びを積み重ね、地域に根ざした実践をされておられる姿は、その象徴のように思います。市民後見人の育成は、時代の要請に応える大切な取り組みであり、地域に安心と信頼をもたらす重要な営みです。本法人の活動が、未来へ向けてその基盤をさらに広げていくことを心から願っています。私自身も、微力ながら共に歩んでいきたいと考えています。そして教育者としてこの市民後見人の皆さまの姿勢を学生にも伝え、次世代へと学び合う文化を広げていきたいと考えています。

こうした取り組みが教育現場と地域社会をつなぎ、互いに支え合う力を育む循環を生み出すことを強く期待しています。

NPO法人成年後見 安心サポートネット久留米 創立記念シンポジウム

「障がい者の親なき後の支援」
を考える

「親が元気なうちに」

できること

啓発・宣伝チームリーダー

國武 光雄

令和七年九月二十七日
(土) えるピア久留米視
聴覚ホールにて、当法人
の創立三周年記念事業と
して、『「障がい者の親な
き後の支援」～親が元気
なうちにできること～』
をテーマにシンポジウム
が開催されました。

基調講演では西九州大
学社会学部准教授
で、障がい者の親でもある
占部尊士氏を講師に、パ
ネルディスカッションで
は、四名の福祉分野の専
門家(久留米市障害者福
祉課長 平林氏、久留米市
手をつなぐ育成会理事
西村氏、田主丸一麦寮寮
長郷原氏、高齢者・障害
者安心サポートネット理
事長豊留氏)と、コメン
テーターに占部氏、コー

ディネーターに同大学教
授の安徳弥生氏にご登壇
いただき、参加者を巻き込
んで熱心なトークが展開
されました。

当日は、久留米市はもと
より筑後地区や福岡県内、
また県外からも予想を大
幅に上回る百四十名の参
加があり、当法人だけでな



NPO 法人成年後見安心サポートネット久留米
創立記念シンポジウム

く安心サポートの会員の
方々の協力(受付等)も得、
安徳先生の臨機応変な
コーディネートによりディ
スカッションが盛り上がり
成功裏に終わることがで
きました。

シンポジウムの開催にあ
たっては、当法人の中に障
がいのある子どもを抱え
る会員もいることから、令
和七年八月に後見人実務

研修会参加の有志により
「障がい者の親なき後問
題」に関する学習会(通称
「ほっこり会」会長國武)を
設立したのがきっかけで
す。

シンポジウムの実施計
画案の作成にあたっては五
者会議(所内定例会議)と
ほっこり会で熟議を重ね、
理事会の承認を得て計画
的に諸準備を進めました。
関係市町、同社会福祉協
議会、新聞社等の後援を得
てチラシを作成し、川上理
事長が自ら関係先に出向
き広報方を依頼しました。
プログラムについては登壇
者と協議を重ね、会場でシ
ミュレーションも行い本番
に臨みました。

以下にアンケートの意
見・感想を一部紹介しま
す。

・基調講演、パネルディス
カッションとも具体的かつ
丁寧な「親なき後」の選択
肢や相談先を伝えてくれ
たので、本当に来得良かった。

・基調講演は息子さんの
話を例に親目線の身近な
内容だった。繋がること親
も当事者本人も繋がる力
が必要だと思った。シンポ

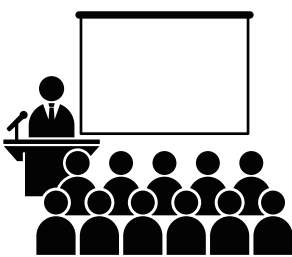
トピックス

糸島支所開設の ごあいさつ

糸島支所 恒任フミエ

このたび、長年の念願で
ありました「糸島支所」を
十月に無事オープンする
ことができました。支所の
設立は先代の森山理事長
が強く望まれていたもの
であり、その思いを引き継
ぎ、形にできたことを大変
うれしく思っております。
支えてくださった皆さま
に心より感謝申し上げます。

今後は本日の登壇者の
方々と一層の連携を図り
ながら、「障がい者の親な
き後の支援」に向け移行型
任意後見契約の活用・普及
などに鋭意取り組んでい
きたいと考えております。
最後に、シンポジウムの
開催にご協力いただいた
すべての団体や方々に心か
ら感謝申し上げます。



糸島支所では、高齢者や
障がいのある方、その家族
を対象に、安心して暮らし
続けるための支援を行いま
す。主な役割は、成年後見・
任意後見制度に関する手続
きや相談、生活上の不安や
困りごとへのサポートです。
身体機能や判断能力が低下
しても、自分らしく自立し
た生活が続けられるよう寄
り添いながらお手伝いして
まいります。

また、みなさんと学び合
う場として「糸島地区後見
研究会」があります。成年後

見人の知識を深めるための勉強会で、糸島地区では、さまざまな立場の方々が参加し、温かな雰囲気の中で学び合っています。

さらに、身近な相談窓口として「無料相談会」も実施しています。当法人のスタッフが一般の相談者と膝を交えて話し、親身に対応しています。「どこに相談したらいいかわからない」という方が安心して最初の一步を踏み出せるよう、相談のハードルを下げる活動を続けています。

近年増えている一人暮らしの高齢者や、親族とのつながりが希薄な方々への支援にも力を入れております。地域で孤立せず安心して暮らせるようサポートするとともに、障がいのある方の「親なきあと」の生活支援にも取り組んでいます。任意後見制度を活用し、ご自身の意思で将来を選び安心して老後を迎えられる仕組みづくりを進めています。

私たちは個人の尊厳を大切にし、自立を支えることを目的として、ボラ

ンティアや専門家、公的サービスとの連携を深めています。これからも糸島市民の皆さまが安心して暮らせる地域づくりのために、支所スタッフ一同、真心を込めて取り組んでまいります。今後とも温かいご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

NPO法人高齢者・障がい者 安心サポートネット宗像

創立総会の開催 司会進行 石井喬志

今年の一月十一日宗像市ユリックス会場で、NPO法人高齢者・障がい者安心サポートネット宗像の創立総会が開催されました。NPO法人宗像は、令和七年九月六日に設立総会が開催され、初期の事業年度、令和八年四月三十日までの事業計画と予算が承認されています。

本創立総会では、審議議案は無く初期期間の運用について執行部からの報告を受けることになりました。正会員数は二十五名で、内訳は本部に登録されていた十八名が宗像事務所開設に伴い所属を移

管され、新規に加入された方の七名です。

定款により創立総会成立が宣言されました。加えて、お招きしたグループの理事や監事の方、熊本・久留米の理事長と、私たちの活動に賛同して頂ける方々二十四名で総勢四十五名の盛大な創立総会となりました。

中村憲司理事長から、宗像地区では約二十年前から宗像地区成年後見研究会が発足し、市民や民生員の方を対象に、講習会や相談会を開催した沿革が紹介されました。更に、市民後見人育成研修会を開催し、NPO法人登記の必然性が理解できました。ご来賓の宗像市健康福祉部長、宗像市社会福祉協議会会長、NPO法人安心サポートネット理事長各位のご祝辞と励ましのお言葉を頂戴いたしました。

中村理事長から、事業計画の遂行には組織を構築し、プロジェクトチームを発足させ、判断能力が不十分な高齢者・障がい者とその家族が権利擁護のための成年後見制度を利用し、安心した生活を送

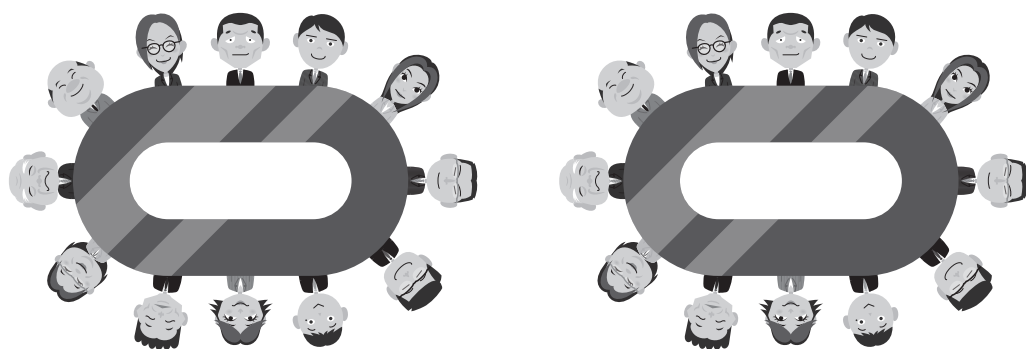
れる社会をつくろうと、うたいました。顧問には、司法書士、税理士の就任をお願い致しました。お配りした資料の中には活動の見える化として、市政だよりの伝言板に相談会の案内やシニアクラブ機関誌への広告や記事の投稿などが紹介されています。



令和8年1月11日 宗像市ユリックス会場

結びに、この様な事業計画と予算に基づく行動で初期年度を邁進し、その成果で次期令和八年五月からの第一期年度の重点施策を作成し、地域の成年後見制度の活性化に努

力してまいります。宗像の事業運営は「楽しく活動する」をモットーにしています。各位には、更にご指導ご鞭撻を賜りますようによりしくお願い申し上げます。



市長表敬訪問について

総務部

今般、豊留理事長ほか関係者による筑紫野市長と糸島市長に対する表敬訪問が行われました。これは、当法人の事業活動に対するこれまでのご支援、ご協力に対する感謝の意を表するためのものであり、特に糸島市においては、今般、同市内に当法人支所を立ち上げたことから、その報告と今後の協力要請を兼ねて行われたもので、筑紫野市長に対しては令和

七年七月三十日、糸島市長に対しては同年八月十九日の日程で行われました。

席上、豊留理事長から当法人の活動内容及びこれまでの活動実績とともに、高齢者・障がい者の方々が安心した生活を送るためには、ご本人の生活、介護、医療面で寄り添う「身上保護重視の後見」が必要ということ、その要請に込めるべく、日々、尽力してきている旨などについて説明がなされました。

これに対して両市長からは当法人の活動内容について

て深いご理解をいただき、終始和やかな雰囲気の中での面談となりました。

当法人が、成年後見制度の活性化を図るために地域後見の理念を掲げて行っている市民後見人育成研修を始めとする諸事業は、関係市町村、社会福祉協議会等のご理解とご支援をいただくことが重要なことであり、そのためには、今後とも地域住民の皆様とのニーズにこたえるため、組織の総力を挙げて取り組んでいく必要があると考えています。

筑紫野市役所にて



糸島市役所にて

プロジェクト関連

第十回 任意後見委任者との親睦会 「大刀洗平和記念館を見学」 任意後見研究会 大家廣明

任意後見移行型契約を締結しておられる委任者の方々と任意後見研究会メンバーなど当法人会員との親睦会を、令和七年が戦後八十年の節目となることから、「大刀洗平和記念館」で開催することを企画しました。

当法人恒例の本親睦会は、委任者の方々と職務担当者など会員との相互の絆と信頼を深める趣旨で平成二十六年から開催されており、今回で十一回目になります。

十一月一日(土)、委任者の方々十一人、当法人会員二十人の合計三十一人の参加を得て、無事に開催することができました。

最初に多目的ホールでスタッフによる説明を受け、映画を見ました。その後、世界で唯一現存する零式艦上戦闘機の前で記念写真を撮った後、館内の展示物を見学しました。かつてこの地には、旧

陸軍が東洋一を誇った大刀洗飛行場が存在し、昭和二十二年四月五年三月、米軍の大空襲により民間人を含む多くの尊い命が奪われた場所であり、本記念館は平和へのメッセージを発信し続けているとのことです。

また、館内には、B二十九を迎撃するために開発された幻の試作機「震電」映画ゴジラ一〇でも使われたとのこと。の実物大模型も展示されており、往時の日本の優れた航空技術を垣間見ることができました。

戦後八十年となる今年、戦争の惨禍に改めて目を向け、平和の大切さを見つめなおす機会になりました。

記念館の見学の後は、キリンビール工場併設のビアファームで会食に舌鼓を打ちました。食事会の冒頭に、豊留理事長から、「今年も委任者の皆様のお元気なお姿に接することができて、うれしく思います。今後とも、高齢者や障害者の方々が安心して生活ができるよう、皆さん方に寄り添った支援をしていきます。」との挨拶があり、食事が始まり、委任者の方々は食事会での懇談を楽しみにしておられた様子で、久しぶりに会った



第十一回 任意後見委任者との親睦会

方々とあちらこちらで会話を花が咲きました。
委任者の方々と当法人の会員の親睦会は、相互の交流を深める貴重な機会であるとともに、当法人と委任者の方々と強い絆で結ばれるために大変意義のある催しであると思っておりますので、来年もまたお元気で楽しくお会いできるような企画にしたいと思えます。

業務のDX化についての取り組み

「業務のデジタル化推進研究会」

チームリーダー 原田 隆行

(一) DX化の目的について

当法人の業務処理においては、法定後見のみならず任意後見移行型においても、職務担当者の作成する基本帳票として後見事務処理日誌及び収支計算書の作成が義務付けられている。その上、これらの基本帳票は、法定後見では報酬付与や後見等事務報告の添付資料とされ、また、任意後見移行型でも、定期報告の添付資料とされている。これらのデータはそれぞれの職務担当者がパソコン内に蓄積しており、その量は膨大なものと推定される。そこで、デジタル研究会では、これらのデータをビッグデータとして使用し、AI（人工知能）で解析することで、後見事務における適正処理の指導・助言や不正・不当処理の防止に活用し、更には、判断能力の不十分な高齢者・障害者の尊厳ある

自立した生活の確保の面で、大きな効果を上げるものと出来ないかな等について検討することとした。

(二) 今年度の活動内容について

デジタル研究会の目標はDXによる業務改革にあるところ、家庭裁判所の後見等事務報告書が四月に全国統一化され改定されたことを受け、この報酬付与申立書や後見等事務報告書を生成AIを活用して作成する仕組みができないか試行した。

【活動一】後見事務処理日誌をAIで要約し、法律行為と事実行為に仕分けする。

【活動二】家裁の報酬付与申立事情説明書の特定期間を別紙用にAIで要約作成する。

【活動三】録音ファイル（スマホ等）からの文字起こしをする。文字起こし文章の誤記を検出修正し、文章の表現方法を裁判所用に変更作成する。

【活動四】任意後見移行型契約書を自動作成できるか検討を進め、実行プログラムを作成した上で、テスト

ト運用を実施し、参加メンバーからの意見を聴取する。

(三) 今年度の活動結果から今後の展望について

デジタル研究会の今後の展望であるが、法定後見では家庭裁判所への申立で、後見人選任後、報酬付与申立・定期報告など多岐にわたる事務が発生するので、クラウド型システムを導入することで、申立人や後見人の負担の軽減を図ることが可能となる。また後見人が日々の日報や収支計算書を簡便に記録することができるようになり、併せて本部や関係者と随時、相談・確認できる仕組みを構築することも可能となる。これらにより透明性が高まり、不正防止や監督機能の強化にも繋がるということが期待される。

また、任意後見移行型では、本人が判断能力を有している段階で契約を結ぶ必要があるため、契約内容を理解した等の記録が重要であるが、電子応答型契約書作成システムを導入すれば、契約書の作成・保管・検索が容易になり、生

成AIによる契約内容の自動チェック機能を活用し、誤記や不備を防ぎ、信頼性を高めることが可能である。さらに、本人の意思確認の面談記録を残すことで後日の紛争防止にも資することになると思われる。

(四) まとめ

デジタル技術を積極的に導入することで、判断能力の不十分な高齢者・障害者の尊厳ある自立した生活ができる持続可能な社会を築く一助になる。今後は法制度の整備とAI技術の進化を両輪としてDXを推進していくこととなるので、会員皆様の協力をお願いしたい。



デジタル化推進研究会

「後見人実務研究会」 の活動について 総務部

本法人の会員を対象に後見人実務研究会が毎月一回、今年度は「アクロス福岡」二階セミナー室で開催されている。内容は、当法人をめぐる情勢報告のあと、理事長を中心に、職務担当者が抱える実務上の事例を参考にしながら協議問題（予め配布）についてグループワークを行う（写真参照）。その後、各グループの代表が協議内容を発表するとともに、全体協議を行うっている。

なお、後見人実務研究会では、協議問題を議題とする以外に、外部講師を招いた講演を実施してきた（次のとおり）。

（一）後見人（職務担当者）が知っておくべき、介護保険に関する給付申請手続き及びこれに関連する事項等について、さわやかケアプランセンター野方

主任介護支援専門員

松浦 廣和氏

（二）認知症の理解

～認知症の方への接し方～

御所ヶ谷ホームクリニック
医院長 医師 田中 耕太郎氏

（三）精神障害者への寄り添い
福岡県精神保健福祉士協会
副会長 羽野 宏美氏



後見人実務研究会



相談・学びの コーナー

障がい者「親なきあと
相談室」の役割と今後
の活動について

正会員 高原 勝利

（一）はじめに

「障害者後見研究会」（以下「旧障害研」という。）は、令和六年度の通常総会において、任意後見研究会と統合、一本化されましたが、障害者後見については、任意後見研究会に統合する前に立ち上げていた、障がい者の「親なきあと相談室」の活動に集約することとし、併せて障害を持つ子供やその親・家族の支援活動については、「任意後見移行型」の契約を基本に推進することとなりました。

（二）「親なきあと」相談室とは

旧障害研では、コロナ禍が始まった令和二年初め、障がい者やその親・家族が

らの「親なきあと」の相談が増大したことを受け、同年十月下旬に全国ネットワークの「親なきあと」相談室に加入しましたが、きっかけは、旧障害研の会員四名が障がい児を持つ親である行政書士の渡部伸さん（「親なきあと」相談室東京本部主管）の「親なきあと」相談室に関する研修を受講し、それに共鳴したことです。

「親なきあと相談室」への加入後、旧障害研では、「親なきあと福岡相談室」として広報チラシを作成し、福岡市手をつなぐ育成会等への配布を行うとともに、HPでの紹介等を実施し、これらにより、障がい者や親の相談を支援する「福岡市区障がい者基幹相談支援センター」十四か所とも連携が可能となりました。その結果、チラシ配布後二四件余りの相談があり、うち五件の障がい者後見等申立て支援をすることもできました。ただ、その後、コロナ禍がひどくなったことから、相談者が激減するという状態になったことが残念でした。

【相談員の役割】

親は障がいを持つ子供のことを相談したいと思つたら、例えば、福祉サービスのこととは市・区の福祉課、成年後見については課題を絞って対応してくれそうな相手を自分で探さなければなりません。でも、とにかく漠然とした不安で何から手をつけたらいいかわからないという親がとても多いです。そんな時どこに相談したらいいかわかりません。

そういう方々に対し、「親なきあと」相談室のようになよろず相談窓口があれば、漠然とした悩みも相談ができ、次の指針が示されます。具体的な悩みが見えたら、専門窓口で個別に対応してもらうことができます。早い段階から不安を話すことで、準備する状況を作ることできます。

相談室は何かを解決する場ではなく、あくまでも予防的な対応をする場所です。障がいを持つ子供の親にとつて、自分がいなくなった後の子供がどうな

るのか、安心して地域で生活ができるのかは、大きなテーマです。本人、親、兄弟の心情を踏まえて、今から何をなすべきかを一緒に考えていく場所です。

(三) 障がい者「親なきあと相談室」の役割と今後の活動について

「親なきあと相談室」

は、昨年度、会員が積極的に相談員として活動し、障がい者支援を推進するため、相談員研修を実施しました（協力：大分県社会福祉事業団）。受講会員は、外部講師を中心に十回に亘り相談員としての知識や態度等を学びました（各回十～十四名参加）。その学びを相談員としての活動に活かしていくかねばなりません。相談室の活動を更に障がい者支援法人、各種支援施設、それらに所属する親の会等へもアプローチし、相談会を継続的に開催していかねばなりません（また相談会活性化のため、現在福岡市内の相談会の開催会場

についても、関係者と相談予定です）。「親なきあと相談員」研修受講者や障がい者後見等の職務担当経験者は、相談員としての能力をお持ちです。相談員としての活動の際、お答えできない不明な点があった場合、調べて後日でもお答えすれば良いと思います。

「親なきあと」の相談以外にも、障がい児者に関する他方面のお尋ねがあると思います。基本資料として、「障がい福祉ガイドブック」（福岡市をはじめ各市町村には必ずあります。）を手元にもつていれば、十分お答えできます。過度に不安を持つことなく、相談室担当者の真摯な態度やその一言で、相談者の不安を救えることがあることを念頭に対応していきます。

「会員の方への呼びかけ」

① 相談員として活動意志のある会員は、是非手を挙げてください。一緒に「親

なきあと相談室」活動を推進していきます。私からもお声をかけます。

② 「相談員をするために時間が欲しい」とお思いの会員は、例えば、相談会受付などのお手伝いをしながら相談会を見聞きされ、疑似体験等により経験をお積みになつても遅くはありません。

ご相談の中で相談者にご関心があれば、親と障がいをもつ子供が安心して生活できる仕組みとして、親自身が契約する「任意後見移行型」による支援から、障がいのある子供に対する法定後見による支援という、いわゆるリレー方式を提案していきます。契約の中での障がいを持つ子供の「見守りサポート」や困難事例等には必要に応じて複数の「職務担当者」制度もあり、当法人からの経費負担や担当者の報酬補填も頭において、相談をすすめていきます。しょう。

最後に、障がい者家族の高齢化で思うことがあります。障がい者は、普通の人に比べて早期に加齢症状が出ます。結果、面倒を看ている親と障がいのある本人の両方に、高齢化による生活問題が同時進行で起こっていく可能性があるとされています。言わば、老老介護、老障介護という問題です。障がい福祉が進んだとはいえ、現実には「親が本人の意思を理解して、本人のために代弁する役割をもっています。障がいがあっても、普通の人と同じように普通の生活を保障すべきという「ノーマライゼーション」を支えている親の役割が大きいのです。それにも拘わらず、親のノーマライゼーションの視点が抜け落ちている。」※と思います。

究極、「親なきあと相談室」の役割は、障がいを持つ本人は勿論のこと、子供を支える親に寄り添いながら親の安心を担保していくことが大切です。この事を胸

に、親と障がいを持つ子供の保護、支援のリレー方式の推進も頭に置きながら、「親なきあと相談室」の活動を積極的に進めていくべきと思います。

※田中智子さん「障害者家族の老いる権利」より



会員・支援者の広場

正解が無い答え

正会員 倉重 淑子

昨年九月、初めての任意後見人の職務担当者としての活動が始まった。ご本人は、七十歳、単身でもあり、三人兄弟の末子ということ、兄上からも「長いお付き合いになるけどよろしくね。」と言われたの思い出す。

しかし二ヶ月半後、誤嚥性肺炎で容体が悪くなり、入所されている介護施設の医師から呼び出しを受け、ご家族と一緒に今後についてと延命治療についての説明を受けることになった。

医師は、「ここでは積極的な治療はできないので、それを望むのであれば、転院しかない。しかし、体力が落ちていて現状では移っても厳しいと思われる」と踏み込んで話され、その後、延命治療とはどんなことを指すのかを細かく説明され、判断を仰がれた。

ご家族は、本人はまだ七十歳と若く、このまま何もせず死ぬのを待つだけしかで

きないなんてかわいそうに思う。まだ治療すれば治る可能性があるのであれば、転院させたい。この転院が延命治療になるんですかね？と少々懐疑的。

私は、本人は延命治療はしたくないと公正証書にも記載していますと懸命に説明。転院のリスクを医師に質問。

最後は、ご家族の判断で転院することになり、私は今まで延命治療について、いろんなところで勉強してきたつもりだったが、それがあつてなく崩れ落ちたような気がした。いくら本人が延命治療を拒否しても、担当医がわざわざ踏み込んで説明してくれても、家族がそれについて理解・承諾してくれないとあくまでも希望に終わってしまふということ。でも、もちろん家族の思いも理解できるし、自分でも同じことをしてしまふかもしれないとも思わされた。一ヶ月後、亡くなられたが、ご家族にはやれることを全てやってあげたの思いがあり、これでよかったのかもしれないと思うことにした。正解はなんだつたのか？これには正解はないのかもしれない。家族に迷惑をかけたくないという想いで任意後見契約を結ばれたのであろう

が、葬儀には地元の甥や姪も全員参加され、にぎやかな式となった。「よかつたですね。」と手を合わせる。

短い間だったが、私もご家族のとなりで、「ご本人だったら、どう思っているんだろう？」との思いを巡らしながら過ごした四ヶ月。知識であつたことを実際に経験し、たくさんの気づきをもらい、諸先輩方のご苦勞を少しだけ垣間見た。ご家族をはじめ自分の周りの方々にあらためて感謝を感じる日々でもあつた。

「基本理念」

○地域後見の実現
○身上保護重視の後見

「活動方針」

個人の尊厳の保持と自立の支援
ボランティアを視野に入れた非営利活動ネットワークを活用
公的サービスを分担

「文化」

第一 市民後見人として自己研鑽・鍛錬
第二 支え合いによる共生社会の実現
第三 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

市民後見人の職務担当になって

正会員 幸 恭平

二、三年前でしようか、ふつと目に付いた新聞の記事を見て「市民後見人育成研修」の受講を知りました。二十年前に知的障がいのある兄の成年後見人になったので、後見人制度は知っていましたが、市民後見人という制度があることは知りませんでした。

身の回りには介護制度、医療、福祉等があります。自身が判断能力が衰えて、後見制度を使うのは身内か弁護士や司法書士、社会福祉士等しか出来ないと思つてましたが、この市民後見人という制度でサポート出来るような事を知りました。

令和四年の第五回市民後見人研修を受講し、難しい講義を受けて会員として、将来は誰かを支援することになるという期待と不安が交錯していました。そんな中、故森山理事長から「死後事務」をやってみないかと言われ、各理事さん等のサポートを受けながら、自身のやれること

(役所の手続き、年金事務所での手続き、銀行手続き、病院等の支払い等)をしました。それ以外の葬儀、火葬場、納骨同行、遺言執行の手続きは地域生活安心サポートや本部の原田さんにお任せしましたが、法務局等の折衝等大変だつたと聞きました。

その後、令和五年に初めて任意後見移行型の前段階である見守り契約の職務担当者に任命されました。どんな人で、これからどんなお世話をしていくか不安もありましたが、故森山理事長からもサポートするから、やってみないかと言われ、受任させてもらうこととなりました。

委任者は当時八六歳の方で、筑紫野市の自宅に住まれ、自立されている方でした。子供さんはおらず、奥さんは亡くなつており、今後の事を考え当法人と契約されました。今は後見型委任契約はまだ発効しておらず、見守りでの月一回の連絡、相談等のお世話をしていますが、本人が自分も高齢で、認知機能、身体状況がどの程度で、介護認定を受け、要支

援一の判定が出ました。それをきっかけに身体が動くうちに施設入居も考えたいと言われ、私としてはまだ大丈夫ではないかと思いましたが、本人の希望を重視、尊重するという方針に従い、施設探しを始めました。

四ヶ所ぐらいの施設で、見学、面談しましたが、要支援一から要介護になった時でも入居し続けられる施設は限られていて、一ヶ所は今一室空いているが、明日見学者がいるので、明日までに返事がほしいと言われ、本人も施設の説明を受け、部屋の広さ等は気に入っていたので翌日入居希望である旨を伝え、契約となりました。自宅は三ヶ月ぐらいは売却せず、施設変更に合わせて入居までの手続き等を引き越しの手続き等を少しお手伝いしました。

十ヶ月経つてみると、現状は将来の病気に対する施設の対処等一〇〇％満足というわけにはならず、中々難しいこともありま

添ったお世話ができればと思います。

又昨年六月から成年後見契約している知的障がいの方を引継ぎして、お世話するようにになりました。私には前に述べたように同じ知的障がいの兄がおり、障がいがある方のお世話も抵抗が少なかったかなと思います。本人との面談、お母さんの面談でも同じような境遇の人だと少し安心してくれたかなと思います。ただ、本人とのコミュニケーションの取り方が少し難しい面もあり、お母さんとのやり取りの方が多く、これからの課題として取り組まなければならないと思います。お母さんとの話の中ではやはり将来の事についての不安が一番であり、こちらでどのように支えていけるかを考えなければいけないと思いました。

本人さんとの面談、金銭管理、病院、施設の方の意見を聞いての日誌作り。まだ半年しか経っていないのですが、家庭裁判所への提出書類の時期が近づくと、また本部の方のご指導を受け、後見人の職務を全う出来ればと思います。

新会員獲得

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いいたします。

正会員加入者

(令和七年五月一日～令和七年十月三二日まで)

【個人】

中川 恵雄様
友岡 孝康様

告知板

寄付者紹介 (敬称略)

有難うございました。ご寄付をいただいたお気持ち

を大切に活かしてまいります。(令和七年五月一日～令和七年十月三二日まで、NPO安心サポート福岡受領分)

福岡市 松永崇 十万円

横浜市 古賀利保 五千元

大野城市 匿名希望 五万円



サポートネット基金を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。
是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!

福岡市	匿名希望	福岡市	友岡 孝康
筑紫野市	九千元	福岡市	五万円
福岡市	匿名希望	福岡市	匿名希望
福岡市	二万円	福岡市	百万円
筑紫野市	匿名希望	福岡市	古賀ナツエ
四千六百四十円		福岡市	二万円
石黒 睦子	一万円	筑紫野市	酒見 利規子
太宰府市	唐島 和子	福岡市	匿名希望
福岡市	十五万円		十万円
福岡市	田代 保枝		十万円
福岡市	豊留 一	合計	一五名
	五万円		一六七万三千六百四十円

安心サポートネット・グループ事件処理表

令和7年10月末日現在

		福岡本部受託				筑紫出張所受託				NPO 久留米受託				合計		
		本部処理		会員配分		筑紫処理		会員配分		久留米処理		会員配分				
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第1種	遺産分割協議支援	1	2				3			0	3			1	8	9
	公正（自筆）証書遺言	2	1			2	2			4	1			8	4	12
	法定後見開始申立支援	1	1				1			0	0			1	2	3
	任意後見契約の締結支援	6	1			3	3			0	4			9	8	17
	任意後見移行型締結支援	6	1			3	3			0	4			9	8	17
	後見監督人選任申立	0	0			0	0				0			0	0	0
	相続登記・表示等登記等支援	0	0	1	1	0	0	5			0			6	1	7
	遺言執行者受任	0	41 (4)	2			89 (13)			0	6			2	136 (17)	138 (17)
	死後事務契約締結支援	6	1				2			1	2			7	5	12
	死後事務処理執行	0	58 (3)				45 (10)				3			0	106 (13)	106 (13)
	その他(不動産売却・講演等)	0	0			2	4	3	2	1	0			6	6	12
	合計	22	106 (7)	3	1	10	152 (23)	8	2	6	23	0	0	49	284 (30)	333 (30)

※第1種（ ）書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。＜内数＞

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	56(43)		6(6)		83(63)	0	7(6)		5(1)				157(119)	0	157(119)
	任意後見人受任	4(4)	80(23)		1(1)	14(10)	63(21)			1(1)	2			19(15)	146(45)	165(60)
	任意後見監督人受任	1(1)				6(5)	0							7(6)	0	7(6)
	後見型委任受任	31(23)	62(14)	1(1)		25(22)	58(20)				2			57(46)	122(34)	179(80)
	その他（財産管理人等）	36(25)		6(4)		20(18)	3(3)	9(4)						71(51)	3(3)	74(54)
	合計	128(96)	142(37)	13(11)	1(1)	148(118)	124(44)	16(10)	0	6(2)	4	0	0	311(237)	271(82)	582(319)

※第2種（ ）書きは、中途死亡・任期満了等により終了したもの。＜内数＞

相談 件数		特別相談会	38	52	8	98
		常設相談会	2	74	11	87
	合計		40	126	19	185



正会員、賛助会員募集のお知らせ！

賛助会員を募集！

成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

応募詳細はホームページ
に記載しています。

<http://anshin-net.jp/>



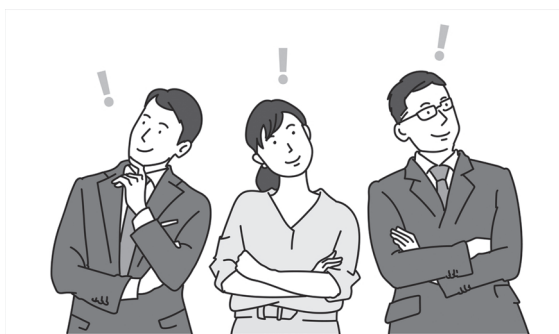
正会員を募集！

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のある
お仕事です。心から歓迎します。

今年は、六十年に一度巡ってくる丙午の年です。江戸時代から丙午の女性には何かとネガティブな日本特有の迷信が付きまとい語られてきました。一方、火のエネルギーと行動力を象徴したものとして、物事が動き出し、新たな流れが生まれる節目の年として、ポジティブに捉えられてもいます。

昨年は、AI（人工知能）元年とも呼ばれ、生成AIの登場は、パソコンやインターネットの普及と同様に社会に大きなインパクトを与えています。今年は更に進化し、生成AIの活用が多くの企業・機関で急速に普及すると言われています。その処理能力は、人間が太刀打ちできるレベルではないですが、AIには不可能で人間が得意とする能力の一つに、対話（コミュニケーション）があるようです。人それぞれ同じ場所を見ても、その人の心の状態で映り方が違ってくるように、何が自分にとって幸せかといった価値観や認識の違いが異な

編集後記



いるからのようです。一対一の対話を重ねながら、ご本人に寄り添い「意思決定支援・身上保護重視の後見」に努めていきたいと思ひます。

編集担当として、多くの方にご寄稿いただきまして、心から感謝申し上げます。（松永 記）